

# 地歴 問

## 地理歴史等

平成 25 年度 (前期日程)

### 注 意 事 項

- 1 「解答はじめ」というまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- 2 問題は1冊(本文 29 ページ, 下書用紙 2 枚)で、解答用紙は1枚です。下書用紙は問題冊子の中に挟み込んであるので、引き抜いて使っても構いません。なお、問題冊子と下書用紙は持ち帰って構いません。
- 3 すべての解答用紙に受験番号を書きなさい。なお、受験番号は、次の要領で明確に記入すること。

(例) 受験番号 50001 番の場合 → 

5	0	0	0	1
---	---	---	---	---

- 4 1) 世界史, 2) 日本史, 3) 地理, 4) 倫理, 政治・経済, 5) ビジネス基礎, 以上 5 科目のうちから 1 科目を選んで答えなさい。さらに選択科目の番号を受験番号の隣の欄に書きなさい。

(例) 2) 日本史を選んだ場合 → 

					2
--	--	--	--	--	---

- 5 解答は、解答用紙の所定の位置に横書きで書きなさい。他のところに書いても無効になることがあります。

また、字数などの指示がある場合は、その指示に従って書きなさい。なお、字数制限がある場合、洋数字及びアルファベットに限り、1マスに2文字入れることができます。それ以外の句読点や問題番号には1マスを使用すること。ただし、例えば「問1」ならば「1」とのみ書いても構いません。

## 世界史

I 次の図は、グリム兄弟の『ドイツ伝説集』に収められている有名な昔話「ハーメルンの子供たち」に登場する「笛吹き男」の絵である。この絵に関する下の文章を読み、問いに答えなさい。



(出典：阿部謹也『ハーメルンの笛吹き男』)

一二八四年のこと、ハーメルンに一人の風変わりな男が姿を現した。(中略)自分は鼠捕りだと称し、一定の代金をもらえれば町から鼠を退治してやろうと公言した。町の人々はこの男と話をつけ、一定の報酬を与えようと請け負った。そう決まると鼠捕りの男は小さな笛を取り出し、それを吹きならした。すると即座に町のありとあらゆる家々から鼠がはい出してきて、男の回りに集まった。(中略)鼠をヴェーザー河のところまで連れ出すと、男は衣服をたくし上げて河の中へはいつて行った。鼠もその後を追い、一匹残らず河に落ちおぼれ死んでしまった。

ところが町の人々は、苦しみから解放されてしまうと約束した報酬が惜しくなり、ありとあらゆる口実をもうけて男に金を与えることを拒んだので、男は立腹して町を去って行った。六月二十六日、ヨハネとパウロの日の早朝七時に、別の言い伝えによれば正午に、この男は再び町に姿を現した。(中略)そして横町横町で例の笛を吹きならした。するとすぐさま、今度は鼠ではなしに大変な数の子供が、四歳から上の男の子や女の子が走ってやって来た。その中にはもう成年に達していた市長の娘もいた。群れをなした子供たちはこぞって男の後についていった。男は子供たちを町から連れ出し、とある山の洞穴に入ると子供たちもろとも姿を消してしまった。(中略)全部で百三十人の子供が行方不明になった。(以下略)

(桜沢正勝・鍛冶哲郎訳『グリムドイツ伝説集上巻』より引用。但し、一部改変)

ドイツの歴史学界では、この伝承は完全なフィクションではないと考えられ、「鼠捕り男」の正体や姿を消した子どもたちの行方について、これまで様々な学説が打ち立てられてきた。その中の有力説の1つによれば、中世ドイツの東方植民が伝承の歴史的モチーフになったとされる。

問い 中世ドイツの東方植民の経緯を、送り出した地域の当時の社会状況をふまえて述べるとともに、植民を受け入れた地域が近代にいたるまでのヨーロッパ世界の中で果たした経済史的意義について、その地域の社会状況の変化に言及しつつ論じなさい。(400字以内)

## II 次の文章を読んで、下線部に関する問いに答えなさい。

フランスの歴史家アルベール・マチエはその著書『フランス大革命』の第一巻を「君主制の瓦解(一七八七年―一七九二年)」とし、その第二章を「貴族の反乱」とした。王室財政の破産がこのままでは不可避とみた国王政府は、貴族への課税を中心とする改革案を作り、主として大貴族からなる「名士会」を1787年に召集して改革案の承認を求めたが、「名士会」は、貴族が課税されることよりも、むしろこのように臨時にしか貴族が国政に発言できない政治体制そのものを批判し、全国三部会の開催を要求した。マチエはこの「名士会」の召集から『フランス大革命』の論述を始めたのである。従来は1789年に始まると考えられていたフランス革命の叙述を1787年から始めたのはマチエの卓見であったが、1787年-88年の段階は「革命」ではなく「反乱」とされた。それに対してジョルジュ・ルフェーヴルは「フランス革命と農民」と題する論文において、マチエの「1787年開始説」を引き継ぎながら、「…したがって、フランス革命の開始期ではまだブルジョワ革命ではなくて貴族革命である。貴族革命は結局流産したが、それを無視してはブルジョワ革命を説明できないであろう。(中略)フランス革命の火蓋はそのために滅んでゆく階級によってきられたのであって、そのために利益をえる階級によってではなかった」と記し、マチエが「貴族の反乱」と呼んだものを「貴族革命」と言い換えた。他方、この論文の訳者である柴田三千雄氏はその著書『フランス革命』において「まず、フランス革命はいつからいつまでかといえ、一七八九年から九九年までの約一〇年間とみるのが、通説です。貴族の反抗をいれると一二年になります、それはいわば前段階です。」として「反乱(もしくは反抗)」についてはマチエ説に立ち返るとともに、フランス革命の叙述を1789年から始めている。

1787年-88年の貴族の動きが「反乱(もしくは反抗)」であるか「革命」であるかは、一見すると些細な用語の違いにすぎないと思われるかもしれないが、この用語の違いは、「そもそも革命とは何か」という大きな問題に直結しており、フランス革命という世界史上の大事件の定義もしくは性格付けに直接にかかわる問題なのである。

(ジョルジュ・ルフェーヴル著・柴田三千雄訳『フランス革命と農民』、柴田三千雄著『フランス革命』より引用。)

問い 「革命」をどのようなものと考えるとこの貴族の動きは「反乱(もしくは反抗)」とみなされ、また「革命」を逆にどのようなものと考えると同じ動きが「革命」とみなされることになるのかを答えなさい。絶対王政の成立による国王と貴族の関係の変化、フランス革命の際のスローガンなどを参考に考察しなさい。  
(400字以内)

Ⅲ 次の文章を読んで、問いに答えなさい。

A 中国最後の王朝である清朝に対する革命運動は、1894年孫文がハワイで（ a ）を結成した時点にさかのぼる。1900年の義和団事件のあと、革命派の勢力が拡大し、1905年には多数の留学生在がいた東京で中国同盟会が結成された。その後、革命派は、（ b ）ら立憲派と激しい論争を展開することとなる。こうした中で、1911年、四川における鉄道国有化反対運動をきっかけとして、辛亥革命が起こり、南京で孫文が中華民国臨時大統領に就任した。しかし、革命派の基盤はなお脆弱であり、華北を基盤として（ c ）の強大な軍事力を有していた袁世凱との間で、清朝皇帝の退位を条件に臨時大統領の地位を袁が譲り受けるという妥協的な取引を余儀なくされた。革命派の宋教仁は（ d ）を結成し、議会の多数を制して議院内閣制により袁世凱の力に対抗しようとしたが、逆に暗殺された。こうして、革命の成果は半ばに終わり、孫文らは再び日本に亡命した。

問い （ a ）から（ d ）に当てはまる語句を答えなさい。a, c, dには組織名、bには人名が入る。また、下線部の革命派と立憲派との論争について説明しなさい。（全体で200字以内）

B 朝鮮は1876年の日朝修好条規について、1880年代初めに西洋諸国とも条約を結び、こうした新しい外交関係と清との冊封関係が並存したことによって、国際政治の複雑な圧力を受けるようになった。そのような状況のもとで、内政の改革と国家の自立・独立をめざす改革派である、開化派の勢力が形成され、成長していった。1884年の金玉均らの行動、1894～95年に進められた政治改革（甲午改革と称される）、1898年の独立協会による改革運動は、開化派の運動の代表的なものであった。

問い 以下に掲げる史料を参照して、1880～90年代に開化派のめざした改革はどのようなものであったのか、それは朝鮮の社会と政治をどのように変えたのかを、説明しなさい。なお、史料は現代語訳したものであり、一部に意識しているところがある。（200字以内）

[史料1] 金玉均らが樹立した政権による改革方針(抜粋)

- 一 大院君に日ならずして、ご帰国いただく事(朝貢の虚礼は廃止する)。
- 一 門閥を廃止し、以て人民平等の権を制定し、人を以て官を選ぶことにし、官を以て人を選ぶことのないようにする事。
- 一 国中の地租の法を改革し、吏による悪事を杜絶し、民の苦しみをやわらげるとともに、国の財政を裕かにする事。

[史料2] 1894年7～8月(陽暦)に開化派政権の決定した改革方針(抜粋)

- 一 今より以後、国内外向けの公私の文書は、開国紀年を書く事。
- 一 門閥、両班と常民の等級を打破し、貴賤に拘らず人材を選び用いる事。
- 一 公私奴婢の制度は一切廃止し、人身の売買を禁止する事。
- 一 一切の税として納めてきた米・粟・大豆・綿布・麻布は、みな代錢(錢による納付)とすること。

\*開国紀年：朝鮮王朝が建国された1392年を元年とする紀年法

[史料3] 1898年11月2日の「中樞院官制改正件」(抜粋)

第一条 中樞院は左記の事項を審査議定する場所とする事

- 一 法律・勅令の制定・廃止、或いは改正に関する事項
- 二 議政府の議を経て上奏する一切の事項
- 六 人民の献議する事項

第三条 ……議官の半数は政府が……会議推薦して上奏し、半数は人民協會中で二十七歳以上の人が政治法律学識に通達した者から投票選挙する事

第十六条 本官制第三条中の人民選挙は、当分の間は独立協会で行う事

\*中樞院は1894年12月に設置された政府の諮詢機関であり、議政府は当時における政府の名称である。